

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和28年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単 位	所在地			単 位	所在地
	市 町 村			市 町 村			
[略]				[略]			
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	[略]	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	[略]	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	[略]	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	[略]
		[略]				[略]	
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		[略]		政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1	1,000	820
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び				政令第7条第3号に掲げる施設	平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額	
				政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	[略]		
				政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び			

同条第5号に掲げる施設				同条第7号に掲げる施設			
政令第7条第6号に掲げる施設	[略]	[略]	[略]	政令第7条第8号に掲げる施設	[略]	[略]	[略]
政令第7条第7号に掲げる施設	[略]		[略]	政令第7条第9号に掲げる施設	[略]		[略]
政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	[略]		[略]	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	[略]		[略]
政令第7条第10号に掲げる器具			[略]	政令第7条第12号に掲げる器具			[略]
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。